三　［略］

四　測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。

4　法第二十条第三項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

一　第一項の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録し、五年間これを保存すること。

イ　測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ　［略］

ハ　測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

［ニ～ヘ　略］

二　外部被ばくによる線量の測定の結果については、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。

イ　［略］

ロ　測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

［ハ～ホ　略］

三　内部被ばくによる線量の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録すること。

イ　測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

［ロ～ヘ　略］

二　［同上］［号を加える。］

4　［同上］

一　［同上］

イ　測定日時

ロ　［同上］

ハ　測定をした者の氏名

［ニ～ヘ　同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　測定をした者の氏名

［ハ～ホ　同上］

三　［同上］

イ　測定日時

［ロ～ヘ　同上］

四　前項の測定の結果については、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあつては、次の事項について記録すること。

イ　測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）

ロ　［略］

ハ　測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

［ニ～ト　略］

五　第二号から前号までの測定結果から、原子力規制委員会の定めるところにより実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなつた女子にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。

［イ・ロ　略］

ハ　算定した者の氏名（算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）

［ニ～ヘ　略］

五の二　前号による実効線量の算定の結果、四月一日を始期とする一年間についての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量（前号により四月一日を始期とする一年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

［イ・ロ　略］

四　［同上］

イ　測定日時

ロ　［同上］

ハ　測定をした者の氏名

［ニ～ト　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　算定した者の氏名

［ニ～ヘ　同上］

五の二　［同上］

［イ・ロ　同上］